令和5年度 事業計画

I 基本方針

本事業年度は、公益社団法人にふさわしい活動(※認定法別表23事業)を展開し、幼児・児童生徒の文化や芸術、学術振興に努めるとともに、教職員の研究・研修、職能の向上を図る事業を推進する。そして、教職員の各種活動等の支援、助成、調査・研究をはじめ、子どもたちの体験活動や作品展、表彰・コンクール等の公益目的事業の事業区分をふまえながら、「新しい時代にふさわしい教育の目的・理念の高揚に努め、徳島県教育の充実と県民の文化・芸術の向上を図る事業」を積極的に推進していく。

Ⅱ 重点目標

本会の定款に定めた目的を達成するため、又その公益事業に資するため次のような事業を重点目標として取り組む。

- 1 学校教育(幼・小・中・高*¹・特別支援学校)・家庭教育及び社会教育振興上必要な事業の実施, 促進及び協力に関すること。
- 2 幼・小・中・高の校(園)長会,教頭会,幼・小・中・高・特別支援教育研究会,各教育研究 団体,県教育委員会及び県内大学との密接な連携,協力に関すること。
- 3 各種教育の振興及び教育財政の確立などを図るための支援・協力に関すること。
- 4 教職員の職能向上並びに幼児・児童生徒の文化の向上や学術振興を図るための援助・協力に関すること。
- 5 教育研究の奨励助成並びに功績者の表彰に関すること。
- 6 教育会館を広く教育文化の振興、援助を行う拠点として施設の開放、充実を図る事柄に関する こと。
- 7 その他目的達成に必要と認めた事業に関すること。

Ⅲ 事業計画の概要

- 1 公益目的事業
- (1)教育の研究、研修、文化、学術の振興に寄与する教育支援事業(公1)
 - ①教育研究指定校の募集,審査,助成
 - ②特色ある学校(園)活動支援事業の募集,審査,助成
 - ③教育研究論文・教育実践記録の募集,審査,表彰
 - ④各種教育団体への教育研究活動助成事業(各種教育振興助成・単位教育会助成・専門部会 [幼小中高教育研究会・特別支援学校部会] 助成)
 - ⑤日本連合教育会全国研究大会東京大会への派遣事業
 - ⑥教育文化講演会への支援

(2) 幼児・児童生徒の文化や芸術、学術振興に寄与する支援事業(公2)

- ①科学作品展, 社会科研究選賞展, 生活科作品展の開催, 審査, 表彰
- ②科学経験発表会の開催,審査,表彰
- ③児童教室の開催 (こども木工教室, わくわく算数教室, こども科学教室)
- ④児童生徒作品展の開催

^{*1}幼・小・中・高はそれぞれの校(園)の頭文字一字を取る(「幼」は幼稚園・こども園,「中・高」には中等教育学校含)。特別支援学校は略さない。

(3) 学術文化、教育研究、研修に寄与する施設貸出事業(公3)

- ①教育関係諸団体への貸出,四国,中四国,全国研究大会への貸出及び研究会,講演会,発表会等への貸出
- ②幼児, 児童生徒の科学, 芸術, 文化等活動への貸出
- ③健全育成を目的とした各種会合、PTA活動の会議への貸出
- ④幼児、児童生徒のサークル活動への貸出
- ⑤校(園)長会・教頭会・PTA連絡協議会等(テナント)への貸出
- ⑥美術・工芸等への個人や団体へのギャラリーとしての貸出
- ⑦公益目的で利用する事業者への貸出
- ⑧災害避難場所の指定等への貸出
- ⑨会館等施設・設備機能充実及び維持管理のための事業

(4)教育・文化の振興、発展に寄与する各種研究・調査・資料収集のための出版事業(公4)

- ①「徳島教育」の発行
- ②幼児・児童生徒の副読本・補助教材の発刊

(5)「ひと・こと・もの」を考える啓発・キャンペーン事業(公5)

①国際理解,環境,防災,人権等啓発キャンペーン週間の設定とポスター,リーフレット, パネル展の開催

2 収益事業

- (1) 効率的運営のための施設貸出事業(収1)
 - ①一般企業等への貸出
 - ②会館等施設、設備機能充実及び維持管理のための事業

(2)教育活動の円滑な推進に寄与する調査出版事業(収2)

①学事関係職員録の発行

3 会員の研修・福利厚生、相互扶助事業並びに教育功労者表彰事業(他1)

- (1) 会員の研修・福利厚生、相互扶助事業
 - ①研修・福利厚生事業
 - 研修事業

(県外) 1日研修(観劇), 宿泊研修(1泊2日及び2泊3日)

- ・福利厚生事業 ランチ&エステ,レクリエーションゴルフ,囲碁・将棋大会,ボウリング大会 バドミントン大会
- ②相互扶助事業
 - ・慰謝金・祝金等の給付事業
 - •貸付事業
- ③その他
 - ・新会員,特別会員の拡充事業

(2)教育功労者表彰事業

Ⅳ 研究主題

変化する社会の中で、心豊かにたくましく生き抜く『人財』を育む教育活動」 ~ 未来へつなぐ教育環境を創造し、一人一人のウェルビーイングを高める教育活動の推進 ~

主題設定の趣旨

今の子供たちが成人して社会で活躍する頃には、人工知能(AI)やIoT等がさらに進展した Socie ty5.0時代が到来し、社会や生活が大きく変化していることが予測されている。また、少子高齢化、情報化やグローバル化の進展、さらに、新型コロナウイルス感染症の長引く感染拡大やウクライナ戦争による国際関係の緊張の影響も加わり、社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことがいっそう難しくなってきている。

このような社会を生きる子供たちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められている。学校での学びを通じ、子供たちにそのような「生きる力」を育むために、学習指導要領* 1 が改訂された。幼稚園・こども園では平成30年度より幼稚園教育要領等が全面実施となった。小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施され、高等学校では、令和4年度より年次進行で実施されている。特別支援学校においても新たな教育実践が進められている。また、令和3年1月の中央教育審議会* 2 では、「令和の日本型学校教育」を実現するために、学習指導要領の着実な実施や GIGAスクール構想の推進等を通して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させていくことが重要であることが示された。

今回の学習指導要領にある、「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』」は、まさに予測困難な社会を生きていく子供たちが獲得すべき資質・能力である。これらの資質・能力を育成するためには、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が大切である。また、子供たちの発達や学びは連続しており、幼稚園段階から小学校・中学

校・高等学校の段階を通して、これらの資質・能力をバランスよく育成していかなければならない。 私たち教職員は、新しい時代に求められる教育の流れを念頭に置き、学校教育の重要性を再認識し、 これまで行ってきた教育活動を改めて振り返るとともに、未来の創り手となるために必要な資質・能力を子供たちに育むことのできる教育に取り組まなければならない。そして、子供たちが、夢を抱き、 自らの行動によって未来を切り拓いていくための「生きる力」を身につける場と機会を創出すること が大切である。

先行きを見通すことが難しい、これからの時代を生きる子供たち一人一人が、個性・能力を生かし、他者と協働しながら、心豊かにたくましく生き抜くための力を育み、ウェルビーイング(多面的で持続的な幸せ)を高める教育活動が、すべての学校園で行われることを願って、本主題を設定した。

^{* 1} 文部科学省公示の各校種の学習指導要領(29.3及び30.3), 幼稚園教育要領(29.3), 厚生労働省告示の保育 所保育 指針(29.3), 内閣府告示の幼保連携型認定こども園教育・保育要領(29.3)

^{* &}lt;sup>2</sup> 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す,個別最適な学びと,協働的な 学びの実現〜 (答申)